

第4節 定住と交流のための交通、情報・通信体系の整備

(1) 国土の一体化と国際交流の促進

交通、情報・通信体系は、国際間、地域間の交流を活発化し、諸機能の分散や地域の発展を促す戦略的、先行的手段となる。特に、今後の交通、情報・通信体系の役割として、それぞれの地域を有機的に結び国土の一体化を図るとともに、各地域と世界との連絡を強化することが重要である。この観点から、交通、情報・通信体系の整備は次の基本的方向に沿って行う。

① 世界に開かれた国土の形成と国際社会における我が国の役割の遂行のため、地域と諸外国とを結ぶ国際的な交通拠点、情報・通信拠点の形成を進めるとともに、これらの拠点へのアクセスの向上を図る。

② 地域間の競争による発展あるいは地域間の分担と連携関係の深化を図るため、高速交通サービス、効率的な物流サービス、高度な情報・通信サービスの全国的な普及を図る。また、利便性が高く、活力ある地域社会の形成を図るため、地域内の交通、情報・通信体系の充実、高度化を推進する。

③ 円滑な交流と不測の事態に対する安定性を確保するため、施設容量の不足や需要の増大に対応した施設の整備を進めるとともに、大規模地震等の災害や事故・犯罪に対して強じんて安全な体系の構築を図る。

なお、以上の交通、情報・通信体系の整備に当たっては、人流、物流及び情報流の長期的な動向を踏まえつつ、公的部門と民間部門との適切な役割分担の下に多様な主体により、低コストで高い効果を発揮するネットワークの形成に努めるとともに、選択性の高い体系の整備を推進する。

(2) 交通体系の整備

1) 整備の目標

21世紀初頭に向けて、交通に対する人々の要請は大きく変化する。国際間の移動が日常化し、その利便性の向上が求められる。国内の移動については、行動領域の拡大、旅行回数の増加とともに高速性が求められる一方、移動目的の多様化を反映して、選択的な手段の存在に価値を置く傾向も強まる。国内及び国際貨物の輸送の分野においても、手段、時間等を任意に選択できる輸送サービスが求められる。ま

第4節 定住と交流のための交通、情報・通信体系の整備

た、旅客、貨物を通じて地域を越えた移動が頻繁になり、量的にも拡大することに伴い、信頼性の高さが交通体系の重要な要件となる。

21世紀の交通体系の形成に当たっては、これらの要請に対応して、以下の目標の下に、適切な競争と利用者の自由な選択を通して、各交通機関の特性が活かされた体系の実現を目指す。これらの体系の形成に際しては、交通公害の未然防止、安全で円滑な交通の確保に努めるとともに、地域の環境改善に資するものとなるよう配慮する。

(国際交通機能の強化)

国際空港等大都市圏における国際交通施設を強化するとともに、国際航空定期便、外貿定期船の就航する空港、港湾の地方展開を進め、また、これら国際交通拠点へのアクセスの改善を推進することにより、地方圏における国際交通利用の利便性を向上させる。また、西太平洋地域において我が国が果たしている国際旅客・貨物の中継拠点としての機能を強化する。

(全国1日交通圏の構築)

「全国1日交通圏」の構築のため、全国の主要都市間の移動に要する時間をおおむね3時間以内、地方都市から複数の高速交通機関へのアクセス時間をおおむね1時間以内にすることを目指す。貨物については、輸送時間の短縮とともに、輸送に要する時間が正確で予定輸送の可能な圏域を全国へ拡大することを目指す。

また、活力ある地域社会を形成するため、様々な日常活動の円滑な展開を支援する地域交通の充実、高度化を目指す。

(交通網の安定性の向上)

地域間の相互依存関係の拡大に伴い、交通網の安定性を確保することがますます重要になっていることから、大都市相互など国土の中枢部において、複数ルート、複数機関による多重系交通網を形成し、施設容量の不足による交通機能の低下や、施設の更新作業あるいは大規模な災害等の発生による交通の途絶が生じないよう安定性の向上を図る。

2) 国際交通体系の形成

a. 国際交通体系の長期構想

国際航空交通については、東京、大阪等の国際基幹空港を中心に、国際定期便の就航する地方空港を含め、およそ15箇所の空港の機能を整備することにより、国際交流の機能を強化する。

国際海上交通については、東京湾、大阪湾、伊勢湾の三大湾の港湾を中心として、地方圏の主要な港湾も含め、およそ15地区の拠点的な港湾により、我が国の国際海上交通網を形成する。

b. 国際交通体系形成のための計画期間中の施策

関西国際空港の供用、新東京国際空港の完成を図るとともに、仙台、広島等全国の主要な空港の拡充・整備を進め、国際交流機能を強化する。

なお、航空需要の動向、採算性等を見極めながら、関西国際空港の全体構想を推進するための調査を進める。また、21世紀初頭における我が国の国際航空網の充実を図る上から、航空需要の動向等を見極めつつ、中部圏等における対応策について調査を進める。

三大湾における外貿コンテナふ頭の大水深化等、機能の強化を図るとともに、日本海中部沿岸、北部九州地域等における主要な港湾において、コンテナターミナルの整備を進める。また、原材料輸送の停滞、製品輸送の拡大に対応するため、水面貯木場等原材料取扱施設について親水性の活用に配慮しつつ港湾再開発を進めるとともに、それぞれの地域の中心となる港湾において多目的な大型バースを整備し、地方圏における外国貿易を促進する。さらに、アジア諸国等を対象とした国際物流中継機能の強化を図る。

基幹的な国際空港、国際港湾では、地球規模の利用を可能とするため、24時間運用体制の実現に努める。

なお、これらの施設を効率的に利用するため、道路、鉄道等の整備やコンピューター航空の導入などによるアクセスの改善を図る。

3) 国内幹線交通体系の形成

a. 国内幹線交通体系の長期構想

第4節 定住と交流のための交通、情報・通信体系の整備

国内の幹線交通体系については、全国1日交通圏を構築するため、地方都市相互間の連絡や地域の一体化を促す交通網の形成に重点を置きつつ、高速交通機関の空白地域を解消し、全国土にわたって高速交通機関の利用の利便性を均等化することを目指す。また、主要地域間における多重系交通網の形成に努める。このため、長期的に以下のとおり構想する。

(幹線道路)

全国的な自動車交通網を構成する高規格幹線道路網については、高速交通サービスの全国的な普及、主要拠点間の連絡強化を目標とし、地方中枢・中核都市、地域の発展の核となる地方都市及びその周辺地域等からおおむね1時間程度で利用が可能となるよう、およそ1万4千キロメートルで形成する。

それらの路線は、既定の国土開発幹線自動車道及び本州四国連絡道路のほか、国土を縦貫する日本海沿岸縦貫自動車道、東九州縦貫自動車道等の路線、国土を横断する中部横断自動車道、紀勢自動車道、東四国横断自動車道等の路線、大都市圏の環状体系を形成する首都圏中央連絡自動車道、東海環状自動車道等の路線、国土を縦貫し横断する路線の連携を図り、あるいは国土の主軸から離れた地域の一体化を図る三遠南信自動車道、能越自動車道等の路線等、別表（巻末）に掲げる路線で構成される。

我が国の幹線道路網は、これらの高規格幹線道路のほか、これと一体となって機能する主要な道路から構成される。

(高速鉄道)

高速鉄道網については、中距離、大量輸送機関としての鉄道の特性を生かし、大都市圏、地方中枢都市及び主要な地方中核都市を相互に結ぶ路線により構成される。このうち新幹線については、全国新幹線鉄道整備法に基づく既定計画路線を基本としつつ、社会経済の動向、新たな鉄道事業体制への移行の成果、あるいは技術の進歩等を見極めながら対処する。

(空港)

国内航空網については、大都市圏における主要空港、地方空港及び離島における空港を利用した航空路線により、基本的な航空網が形成される。

さらに、他の高速交通機関の整備が進められても航空輸送サービスをおおむね1

時間程度で享受することができない、地域の発展の核となる地方都市等を中心とするおよそ50～70地区について、成立可能性を検討の上、小型機用空港あるいはヘリポートを利用したコミューター航空の導入を進めることにより、全国の航空網が形成される。

(港湾)

海上交通については、港湾相互の機能分担と広域的な連携を重視しつつ、ユニットロード輸送の基幹となる流通基地としておよそ30地区における拠点港湾及び補完的港湾により、太平洋（瀬戸内海を含む。）、日本海、東シナ海、オホーツク海を有機的に結合する全国海上輸送網を形成する。

b. 国内幹線交通体系形成のための計画期間中の施策

国内幹線交通体系形成のための計画期間中の施策については、長期構想を踏まえて、以下のとおり計画する。

(幹線道路)

高規格幹線道路網については、地方圏の発展基盤、大都市圏の放射・環状機能、緊急を要する既供用区間の機能等の強化に重点を置きつつ、既定の国土開発幹線自動車道7,600km及び本州四国連絡橋3ルート of 概成を含め、おおむね8,000～9,000kmの整備を推進する。高規格幹線道路の整備に当たっては、国土開発幹線自動車道としての整備のほか、その他の道路事業の活用を図る。また、段階的な整備方式の導入、既存道路の活用等により、効率的な整備の推進を図る。

高規格幹線道路網と一体となって全国の幹線道路網を構成する主要な道路については、地域相互間及び拠点都市と開発地域間の連絡強化、高速交通体系へのアクセス向上、地方中枢・中核都市等周辺における地域内交通との分離などを重点に、交通需要の多い路線の多車線化、未改良区間の解消等を進め、全国幹線道路網の体系的整備を推進する。

また、交通安全施設の充実等により、走行環境を改善し、ネットワークの有効活用を推進する。

第4節 定住と交流のための交通、情報・通信体系の整備

(高速鉄道)

総合的な高速交通体系の中で、輸送需要に即したより効率的で質の高い鉄道輸送体系の整備を図る。

このため、全国新幹線鉄道整備法に基づく整備計画5線については、国鉄改革の趣旨をも考慮して、逐次建設に着手する。

また、在来線における速度向上、新幹線との乗継ぎの改善等を図り、新幹線と在来線が一体となった広域的な鉄道網を形成する。

さらに、中央新幹線について長期的視点から調査を進めるほか、磁気浮上式鉄道など新しい技術の開発や建設コスト低減のための既存技術の高度化を進め、質の高い鉄道システムの実現を目指す。

(空港)

東京圏及び関西圏においては、東京国際空港の沖合展開事業の完了、関西国際空港の供用を図ることにより、地方圏との航空サービスの拡充に資する。さらに、コミューター航空等新たな航空への要請に対応するための方策について調査を進め、その結果を基に適切な対応を図る。

なお、増大すると予想される航空需要に対応するための方策について、長期的視点に立って検討する。

地方圏において、航空需要の増大、高速性などの要請に対処するため、函館、南紀白浜等の空港の大型化、ジェット化のための整備を進める。これらに加え、安全の確保と航空交通容量の拡大のために航空路の整備等を進め、また輸送コストの総合的な低廉化を図る。

航空輸送サービスを容易に享受できない地域について、他の高速交通機関の利用可能性、航空需要の動向、投資効率等について検討を進め、その結果を踏まえ、整備の必要な地域については需要規模等に応じて地方空港、小型機用空港あるいはヘリポートの整備を図る。

コミューター航空のための小型機用空港あるいはヘリポートについては、その在り方について総合的に検討し、その結果を踏まえて整備を図る。また、コミューター航空の円滑な導入を推進するため、地域の創意と工夫を加えつつ、航空保安施設の整備等による安全性の確保や乗員の確保、機材の有効活用、定期航空との乗継

ぎの円滑化等のほか、ベース輸送量の開拓等により利用水準の確保を図るなど、運航体制の確立に努める。ヘリポートの整備によって、旅客輸送、貨物輸送、災害時の緊急輸送等、機動性に富み自由度の高い航空輸送の実現を図る。

(港湾)

舞鶴、宮崎等幹線航路の基幹となる流通拠点港湾において、ふ頭間及び港湾と背後の幹線道路等との円滑な連結の確保を図りつつ、ユニットロードターミナル等の高能率な貨物流通施設の整備を進め、効率的な海上輸送網の形成を図る。また、輸送の安全を確保するため、避難港の整備、狭水道の拡幅等を推進する。なお、物流機能の高度化と合わせ、高質化、多様化する要請にこたえるため、民間活力を活用しつつ再開発を進め、親水機能の向上等を図るほか、国際会議場、国際見本市場、テレポート等の新たな機能の展開と調和を図りつつ、総合的な港湾空間を創出する。

幹線道路の体系を踏まえて、常陸那珂港、清水港等の整備を進め、東京湾における負荷を軽減するなど、三大湾においては、総合的な計画に基づき湾内諸港及び湾外の港湾と適正な機能分担を図りつつ、広域的な港湾を形成する。また、稚内、鳥羽、萩等の地方圏の港湾において、適正な物流機能の強化を図るとともに、食品加工等地域の産業振興に資する整備や各地域との連携を考慮したマリーナ、観光船ターミナルの整備等により、地域の活性化を促進する。

(総合的な整備の推進)

交通体系の整備に当たっては、既存の手段に加え、磁気浮上式鉄道、STOLあるいは高規格幹線道路を利用する高速バス等の様々な手段を地域の特性に応じて選択的に導入し、各種の交通機関がそれぞれの特性を十分に発揮できる相互補完的な交通体系を構築する。また、空港、港湾と高規格幹線道路あるいは高速鉄道との接続など交通機関相互の連絡や都市から各交通施設へのアクセスを強化する。

安全な交通体系を形成するため、道路、鉄道の交通安全施設、航空機、船舶の航行援助施設等を拡充・強化する。さらに、交通体系の整備に当たっては、自然・生活環境、歴史的環境に与える影響について、事前に十分な調査検討を行い、幹線交通施設周辺の土地利用、障害防止等の対策を含めた諸対策を充実し、関係住民の理解と協力を得つつ推進する。

4) 地域交通体系の形成

地域交通においては、著しい混雑や渋滞など需要と交通容量のアンバランスの解消や全国1日交通圏構築のための幹線交通への連結の強化、日常交通の利便性向上などを図ることにより、新たな地域づくりを誘導しつつ、ハイモビリティ化に対応した地域交通体系を形成する。

なお、交通施設の整備を円滑に進めるため、交通施設と周辺の土地利用との整合を図るとともに、交通施設整備に起因する開発利益等の外部経済効果を、負担金等を介して還元するなどの方策について検討を進める。

a. 大都市圏における地域交通体系の整備

大都市圏では、①幹線交通とのアクセスの改善を図るとともに、鉄道の混雑、道路の渋滞を緩和すること、②核都市等周辺地域の育成を促すこと、特に東京圏では都心一点集中構造の改善を誘導することを重点に交通施設の整備を進める。

鉄道については、常磐新線など都心付近から放射方向の路線の新設や税制上の特例措置等を活用しつつ複々線化等の線路増設を行うとともに、これらの路線と一体となってネットワークを形成する環状路線の整備あるいは列車の増発等により、その利便性の向上を図る。これらを進める一つ的手段として、貨物線の旅客線化を進める。鉄道駅等を、各種公共サービスや情報サービス等の機能を備えた複合ターミナルとして整備し、移動の合理化、交通流の安定化に資する。

道路については、幹線交通へのアクセス路線、主要幹線道路相互あるいは周辺地域相互を連絡する環状路線、都市内の主要拠点及び新たな発展の核となる拠点を相互に連絡する路線に重点を置き、自動車専用道路等の基幹的な道路の整備を進める。この場合、沿道との一体的整備により、沿道環境の向上を図るとともに幹線道路の効率的な整備を推進する。安定的な道路交通を確保するため、渋滞の激しい交差点の立体化、鉄道との連続立体交差化、交通安全施設の整備、道路交通情報サービスの高度化、駐車施設の整備等を行う。

バスについては、走行環境改善のための道路整備や専用・優先レーンの拡大、路線総合管理システム等の導入、あるいは運行回数の増加、運行時間帯の拡大等を総合的に推進し、都市内のバスサービスの向上を図る。

また、空港アクセスの整備、駅前広場など駅周辺の整備、鉄道の相互乗り入れ等を進め、交通機関相互の連絡性を改善するほか、河川、運河等を利用する水上バス、都心部におけるヘリポートの整備等により機動性の高い交通手段を確保する。

人口が引き続き増加している大都市周辺地域では、需要動向に応じ、バス路線網の充実、新駅の設置、鉄道あるいは新交通システム等の新設を行う。

b. 地方都市圏等における地域交通体系の整備

地方都市圏等においては、中心都市の安全で快適な交通環境の形成と周辺地域におけるモビリティの確保が課題となる。このため、①公共交通機関の活性化及び道路混雑の緩和を図ること、②幹線交通と都市、周辺地域との連絡の改善を図ることを重点に交通施設の整備を行う。

公共交通機関の活性化を図るため、鉄道については、新駅の設置、列車の増発、速度向上あるいは新幹線との接続性の改善等、地域に根ざしたサービスの提供により、利便性の高い鉄道輸送の実現を目指す。バスについては、路線網の充実や道路整備、専用・優先レーンの拡大、あるいは各種の施策を総合的に展開することにより、サービスの向上を図る。また、都市の規模や特性に応じ、地下鉄、新交通システム等の導入を検討する。さらに、乗継施設等の整備により鉄道、バス、二輪車、乗用車等の交通機関相互の連絡性を改善する。

幹線交通と都市、周辺地域との連絡を改善するため、幹線交通へのアクセス道路の重点的な整備、中心都市と周辺地域を連絡する道路の整備を推進するとともに、通過交通を排除し都市集中交通を分散するバイパス・環状道路に重点を置き、基幹的な道路の整備を進める。

円滑な道路交通を確保するため、公共交通機関の活性化とともに、渋滞の激しい交差点の立体化、道路と鉄道の連続立体交差化、道路交通情報システムの整備等を推進する。また、市街地での安全で快適な歩行者空間を確保するため、一定の区画あるいは路線で周辺の道路や駐車場等の整備とあわせて一般車の通行を制限するゾーンシステムやトランジットモール等の導入を促す。

都市圏から離れ交通需要の少ない地域では、観光レクリエーション開発等需要の拡大の工夫と運営の合理化等を進めることにより、既存の鉄道、バス等の活用を図る。また、乗合タクシー、デマンドバス、レールバス、コミューター航空など適切

第4節 定住と交流のための交通、情報・通信体系の整備

な交通手段及び運営方式を選択し、人々の移動の手段を確保する。

地方都市圏間及びこれと農山漁村部との交流を促進するため、峠越え道路等の改良、危険箇所及び通行困難箇所の解消や道路拡幅等走行条件の改善など、移動時間の短縮に資する道路整備を進めるとともに、交通安全施設の整備や道路休憩施設等の充実により、利用者の安全性、快適性を向上させる。

さらに、豪雪地帯では冬季交通の不安定さが地域の生活や経済活動に重大な障害となることから、堆雪帯、消融雪施設などを備え多量の降積雪に対応できる道路や気象予報を取り入れた道路交通情報システムの整備を進めるとともに、除雪体制の強化により冬季の円滑で安定した交通を確保する。

患者輸送など緊急を要するものについて、ヘリコプターなど臨機に対応できる輸送手段の確保及び施設の整備を検討する。

5) 高度な物流システムの形成

消費者ニーズの多様化に対応した多品種少量の生産や流通、物流を含めた生産の合理化等に伴い、物流も小口高頻度化、ユニット化、到着時間指定等へ質的に変化するとともに、その形態も複合一貫輸送が国際間の物流を中心に進展する。また、所得の向上、生活意識の変化や、宅配便、引越輸送など物流サービスの一層の充実により、消費者物流市場が更に成長する。

この物流の変化、進展に対応して、国内さらには国際的にも高速性に加えて定時性が確保され、輸送、保管から商的流通、情報提供に至るまで幅広く質の高いサービスを提供する高度な物流システムの形成を促進する。

このため、港湾、空港、流通業務団地、貨物駅等の物流拠点相互を結びまたこれらと連結する幹線道路の強化を図るとともに、効率的な輸送を確保する幹線道路網の形成に努め、さらに、ピギーバック等の新しい輸送技術の活用を検討も進め、円滑、迅速な貨物輸送の実現及び複合一貫輸送の進展に対応する。また、倉庫、トラックターミナル等については、保管、荷さばき機能のみならず加工、展示等の機能も加えた多機能な物流施設としての整備を促進するとともに、情報システム化、機械化等の技術革新に対応して、港湾管理システムやふ頭の整備、倉庫の自動化等を進めるなど、物流施設の高度化を図り、物流サービスの拡大・充実を促進する。

(3) 情報・通信体系の整備

1) 整備の目標

情報化の進展は、企業間の複合的なネットワーク化や家庭における多様な情報・通信メディアの普及等を通じ、地域間の時間と距離を克服し、様々な局面での交流の可能性を拡大する。このため、諸機能の地方分散や地域の発展を促す戦略的、先行的基盤の一つとして、高度な情報・通信体系を整備していく必要がある。これらの整備に当たっては、自由で公正な競争条件の下で、民間部門の創意と工夫によって進めることを基本とし、公的部門と民間部門の適切な役割分担により、民間活力の適切な支援・誘導を図る。

これらの整備の基本的方向として、以下の目標を掲げる。

(ランダムアクセス情報圏の構築)

全国土を、任意の地域相互間で様々な情報に自在にアクセスし、自由なコミュニケーションを可能とする圏域—ランダムアクセス情報圏—とする。このため、様々な情報・通信メディアやシステム、情報・通信拠点の全国的な普及・展開を促すとともに、人々が情報を入手あるいは伝達する際の情報・通信コストの総合的な低廉化を促す。

(国際化に対応した情報・通信機能の強化)

国際化に対応した情報・通信機能の強化を全国的に展開するため、国際情報・通信体系の高度化を進めるとともに、世界と地域とを直結する情報・通信拠点の地方展開を図る。また、国際的な規格への準拠等世界に開かれた情報・通信基盤の整備に配慮する。

(強じんて適応力に富む情報・通信基盤の形成)

高度情報化に伴い、情報・通信への依存が一層高まる中で、拡大する社会のぜい弱性に対応し、強じんて適応力に富む情報・通信基盤の形成を促す。このため、情報・通信体系の安全性・信頼性の向上を促進するとともに、高度情報化への円滑な対応を図るための諸施策を推進する。

第4節 定住と交流のための交通、情報・通信体系の整備

2) 高度な国内情報・通信体系の形成

(サービス総合デジタル網 (ISDN) の全国展開)

光ファイバー、衛星通信等の新たな伝送手段を活用し、多様な電気通信事業者によるデジタル網の構築を促進するとともに、各種の通信サービスを包括し、効率的に提供するサービス総合デジタル網 (ISDN) の全国的形成を促す。また、これを活用して、高度で多様な情報・通信サービスの展開を図る。

これらの整備に当たっては、現在、需要が低く事業者の積極的参入を期待することが困難な地域についても整備の促進が図られるよう、経済的なサービスの提供を可能にする技術開発の促進や地域が主体となった潜在需要の喚起など、所要の施策を展開する。また、競争的市場や著しい技術革新の成果を背景とした情報・通信コストの総合的な低廉化を促し、地域間情報格差の解消を促進する。

(地域における情報・通信基盤の整備)

情報の伝達、処理、蓄積、生産といった地域の情報アクティビティの向上を促すため、各地域の自主的な展望の下で、地域の特性に応じた情報・通信基盤の整備を定住圏等のレベルにおいて総合的、計画的に推進する。

CATV網の整備を進め、利用の高度化を図るとともに、ビデオテックス、文字放送などの新たな情報・通信メディアの普及やデータベースの構築を促す。また、多様な無線システムの普及を通じて移動体通信の充実を促し、交流の活発化に対応した基盤の整備を促進する。

これらを活用して、地域の産業振興、生活の利便性の向上、個別課題の解消を促す各種の情報・通信システムの整備を推進するとともに、観光・地場産品等地域特有の情報や科学技術・学術情報等について、地域から全国に向けた情報提供を促す。

これらの推進に当たっては、情報化を推進するための人材の育成を推進するとともに、地域間のソフトウェアの相互利用やシステムのネットワーク化を促すなど、地域を越えた効率的なシステムの構築及びその広範な利用を促進する。

テレビジョン放送の多局化や難視聴対策の推進、民間FM放送の全国普及、衛星放送の充実、ハイビジョンの普及等を促進し、地域に根ざしたサービスの展開に留意しつつ、放送サービスの高度化・多様化を図る。

(地域における情報・通信拠点の整備)

衛星通信施設や高度な情報処理施設を核として共同利用施設や業務用施設を一体的に整備することにより、高度な情報・通信機能を効率的に提供する情報・通信拠点の整備を東京湾、大阪湾臨海部等の大都市及び地方中枢都市等において推進する。この際、ネットワークの形成により、拠点内外及び拠点間のアクセスの向上を促すとともに、国内のみならず、世界と地域とを直結する。

また、新たな情報・通信メディアの地域への定着の場として、共同利用施設や展示・研修施設の整備を各地域の自主的な取組みの下で推進するとともに、駅、郵便局等の既存の公共施設の活用を図る。

3) 高度な国際情報・通信体系の形成

増大する国際情報・通信需要や我が国が世界において果たすべき役割を踏まえ、国際通信分野においても、競争的な電気通信事業体制の下で、高度な情報・通信体系の形成を促す。このため、通信衛星、光海底ケーブル等を用いた伝送路の充実を促すとともに、ISDN化の推進、開発途上国に対する積極的な国際協力により、国際通信網の高度化を促進する。また、国際付加価値通信の展開など、低廉で多様な情報・通信サービスの展開を図る。

円滑な国際情報流通を促すため、データベースシステムの充実やテレビジョン等の映像情報の提供を推進する。また、我が国に対する諸外国の正しい理解、認識を深め国際協調に資するため、海外中継の拡充等による国際放送の充実・強化を促す。

4) 強じんて適応力に富む情報・通信基盤の形成

(情報・通信体系の安全性・信頼性の向上)

自然災害や人為的災害による情報・通信の途絶や混乱を回避するため、伝送路の多ルート化、環状化や各種情報・通信センターのバックアップ機能の充実など代替機能や補完機能の強化を促すとともに、衛星通信の活用、通信回線の地中化、データ伝送・保管時の暗号化等を促進する。また、このための設備や運営管理に関する安全性・信頼性基準の充実及びこれに基づく対策を促進する。さらに、大規模災害

第4節 定住と交流のための交通、情報・通信体系の整備

時等に必要となる重要通信を確保するため、早期復旧体制の強化を図るとともに、防災通信網の普及・高度化を促進する。

(高度情報化への円滑な対応)

あらゆる人々が情報・通信を一層身近に、かつ安心して活用できるよう、個人情報保護のための制度面における対策を推進するとともに、相互接続を可能とするための技術条件の整備を図る。また、容易に操作ができる機器の開発を進めるとともに、学校教育や社会教育等における情報・通信システムの導入等を通じ情報活用能力の育成を図る。ソフトウェア需要の飛躍的増大に対処するため、ソフトウェア生産工程の自動化やソフトウェア従事者の育成を推進する。さらに、素子技術や衛星通信・光通信技術の高度化に関する研究、人工知能や周波数資源の開発など、多様なニーズにこたえる応用技術、あるいは、これを支える基礎技術についての研究開発を一層推進する。